

Rotary club

YACHIYO 週報

第2534回
2019年9月6日



Rotary



八千代ロータリークラブ
CLUB NO.15070

The Four-Way Test 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

2019-20年度 国際ロータリーテーマ

ROTARY CONNECTS THE WORLD

「ロータリーは世界をつなぐ」

地区スローガン「ロータリーから千葉を元気に」

2019-20年度 クラブテーマ

「広めようロータリーの心 つなげよう地域との絆」

今回例会行事

テーマ：ラーメンで八千代を有名にしたい

卓話者：TEAM LOHAS 株式会社

有限会社 麺場やちよ

代表取締役 大木基次様

担当：職業分類委員会

9月13日 2535回 例会行事

テーマ：八千代市にも有ります

FM放送局！

卓話者：株式会社 ふくろうエフエム

代表取締役 谷口 幸一様

担当：クラブ会報委員会



2533回例会

2019/8/30

司会 池田 建

「それでこそロータリー」「みかんの花咲く丘」斉唱

会長挨拶



会長 杉山 智基

皆様こんにちは。暑かった8月もあと1日で終わりますが、朝晩は幾分涼しく秋の訪れを感じる今日この頃です。皆様も夏バテに気を付けて体調を管理してください。

昨夜は、インディオ君の歓迎会をロス・アンジェルスにて開催しましたところ、多くのメンバーや受入れのご家族も駆けつけて頂き、盛会な歓迎会になりました。

本年度もスタートして早2カ月を経過するところです。先週に活動計画書の印刷が終わり、新しい定款、細則を掲載した印刷物として皆様に配布させて頂きました。10月4日の例会には諸岡ガバナーの公式訪問が予定されていますので、活動計画書に沿った活動の一端を見て頂きたいと思います。それぞれの委員長の皆様にも今一度活動計画書を確認して頂き、委員会を開催して活動の実施計画をたてて頂ければと思います。

広報公共イメージ委員会は、君塚統括委員長を中心 にホームページの更新とFacebookに例会や奉仕活動の様子を順次上げて頂いております。当クラブの活動を多くの人に見て頂いていると思います。また、奉仕プロジェクトにおいても社会奉仕委員会の江口委員長が八千代市ニューリバーマラソンへの協賛とミカンの配布を実行委員会と打ち合わせを行っているようですし、来週の例会に実行委員会の塚本副委員長が来訪予定です。青少年奉仕委員会の田村委員長も稻山さん、インディオ君の交換留学生事業をしっかりと進めてくれております。

地区補助金を使って毎年恒例となりました「プロジェクトY」も杉委員長がロータリー財団地区補助金を受ける準備をして頂いていて、今月中にも補助金が入金になる予定です。会員増強については数名の候補者の情報はございますが、理事会に上程するまでに

至っていません。2名の純増を目標に掲げていますので、植村統括委員長を中心に宜しくお願ひします。明日の午後に地区の増強セミナーが予定されていますので、勉強してきたいと思います。

ロータリー財団、米山奨学会の寄付も引き続き委員長を中心に協力して行きたいと思います。

クラブ管理運営委員会の宮田統括委員長には、年度が始まるときに定款、細則の変更について細かい所までチェックして頂きました。

その他、それぞれの委員会が機能して、事業が推進しております。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。これからも引き続き宜しくお願ひ申し上げます。

弔事のご報告

会長 杉山 智基

大中会員令夫人大中洋子様が8月19日にご逝去されました。葬儀告別式はご家族で執り行われました。謹んでお悔やみ申し上げます。

大中 宏道会員

長年、介護生活を送って参りましたが、8月6日に緊急入院し、8月19日9時5分に永眠いたしました。葬儀は近親者のみで行いました。ご報告が遅れましたがご理解の程、どうぞよろしくお願ひ致します。

幹事報告



幹事 中島 貞好

- 8月31日（土）会員増強維持拡大セミナー及び、米山奨学会委員長セミナー開催
- 9月1日（日）R財団セミナー開催
- 9月28日（土）奉仕プロジェクト推進セミナー開催 TKPガーデンシティ千葉

関係各位はご参加の程、よろしくお願ひ致します。

○他クラブ 9月例会日変更のお知らせ

・習志野中央RC

5日通常例会 12日移動例会 19日通常例会
26日夜間移動例会

・八千代中央RC

3・10日通常例会 17・24日休会

委員会報告

社会奉仕委員会 委員長 江口 茂勇

八千代市社会福祉協議会第38回福祉振興基金チャリティゴルフの案内を回覧します。

日程：10月11日（金）

場所：中山カントリークラブ

お祝い

本人誕生日：上代 修二会員

夫人誕生日：栗原 正子様（栗原 稔会員）

表彰

米山功労者 第10回メジャードナー

飯生 高一郎会員



例会行事

テーマ：これなら大丈夫！徹底的に男性視点に立った、自らを守るための実践法

卓話者：菊川 秀明会員



1 はじめに

前回の職業奉仕の私の卓話について、観念論でとても固い内容であったにもかかわらず、好評を頂いたので、今回は皆様にとってできるだけ有意義なお話がよいと考え、あくまで男性目線でお話し致します。人生

においては、予期しない様々なトラブルが存在しており、それについての対処法を知っているか否かで、被る被害の程度に大きな差が生じるのが現実です。万一の事態に備え、大事なポイントを離婚、相続、後見の3つについてお話しします。

2 離婚

（1）最も身近な最強の敵

皆様に朝日新聞出版から発行された「夫に死んで欲しい妻たち」というタイトルの本の冒頭部分を回覧します。妻側が考える夫への不満がこれでもかとうんざりするほどたくさん掲載されているため、読まれることをお勧めします。妻というものは、夫の最大の協力者であるようでいて、実は、最も本心がよく分からぬい存在であるといえます。夫は、妻のことをよく分かっていないのに、妻は、こっそり夫のスマホを見たり、夫の財布の中のレシートをチェックしつつも、それを言わないで、そっと心にしまっておきます。夫との関係が良好な時や、妻の不満が一定程度を超えず、夫によるガス抜きが図られているときは問題ありませんが、妻の不満が許容量を超えた場合に、一気に夫婦間の不毛な紛争が勃発します。紛争が勃発した時点において、例えば夫側は、妻のへそくりのありかなど知りません。しかし、妻は、夫の預金口座や加入する生命保険、株式等の存在のほか、夫の弱みについても全て知り尽くしている場合が多いです。お互いに有している相手方の情報量からして、夫と妻とは既に対等な関係には立っておらず、情報不均衡であるといえます。その上での、離婚調停、離婚訴訟の結果はどうなるでしょうか。推して知るべしです。私が、極めて多数の離婚相談を受ける中で達観した、夫婦関係を円満に保つ秘訣とは、お互いに相手方に依存しないという関係であると考えます。相手方に何かをしてもらいたいという期待を持っていると、それがかなわなかつたときに大きな不満に転化します。最初から相手方に期待をせず、かといって、相手方が本気で嫌がることさえしないということさえ心がけていれば、夫婦関係の危機はなくなるものと考えます。

（2）離婚の兆候

それでも夫婦関係が悪化してしまい、離婚も妻の選択肢に入ってしまった場合、妻は話し合いにより翻意をしてくれるでしょうか。一般にその可能性は非常に低いです。妻は、一旦離婚を決意してしまうと、それ以後は説得に応じません。他方、夫側は簡単に離婚を口にする割には、妻側の涙や説得に対し、すぐに翻意します。夫側が妻の不穏な様子に気付いた時は、すでに手遅れであり、取り返しがつかない状態になっていることが多いです。典型的な例として、妻が、夫が仕事を行っている間に突然別居をしてしまい、家庭裁判所から離婚調停の呼出状が届くパターンです。夫からすれば、妻が別居を決意した理由はそもそも理解できません。調停委員を通じて、離婚を希望する理由や別

居を決意した理由を確認しようとしても、些末な出来事にしか考えられないため、結局、妻の不満が理解できません。しかし、妻が考える離婚理由は、一つではなく、その数十倍の出来事が蓄積されていることが通例です。数十年前に不満に感じた出来事についても、まるで最近の出来事であるかのように鮮明に記憶しており、これらについても歴史学者が歴史を教えるかのように説明してきます。これらの多くはとっくに許してもらっていたはずのことの蒸し返しであることが多い上、妻の説明が理不尽であり、理解不能であることもあります。それでも離婚をしたくない夫としては、改めるべきところは改める旨説明しても、結局改めるべき具体的部分について、妻と意見が一致しないため、何を改めるべきかわからず、何が離婚事由なのかわからないまま、結局離婚を押し切られてしまうというケースが非常に目立ちます。

(3) 離婚の検討項目

検討項目は、双方の離婚意思が合致するか否か、親権者、養育費、面会交流、慰謝料、年金分割及び財産分与の点となります。離婚意思の点を除けば、検討項目とは、要は子供の問題とお金の問題として大別できます。

・離婚意思

離婚訴訟で解決する場合を除き、離婚の意思が夫婦双方で合致しない限り、離婚自体成立しません。

・親権

男性は非常に弱く子供が小学生以下の場合は、よほどの事情がない限り、妻が親権を有することになるのが家庭裁判所の実務です。仮に子が父による親権を希望しても、多くの場合その意見は無視されます。

・養育費

当事者間で合意が存在すれば別ですが、裁判所が公開する養育費算定表を用いて金額を定めることが一般的で、養育費の金額が具体的に定められています。給料制の方より自営業者の方が、養育費は高額に設定されている点にご留意ください。

・面会交流

親権を持たない親が有する子供に会うための権利です。強制執行をする方法が難しいため、面会交流の日時、時間、受渡場所、受渡方法、子の学校行事等の参加の可否、宿泊を伴う面会の可否についても明確に定めておくべきです。

・慰謝料

確実に慰謝料の発生原因となるものは、暴力（DV）や不倫が典型です。いわゆるモラハラや性格の不一致では、通常は発生原因とまではなりません。裁判所は、慰謝料については諸外国に比べて渋いですが、慰

謝料の額は決まっています。不倫の期間や頻度、不倫が離婚の原因となったか否かで変わりますが、通常は、150～250万円、高くてせいぜい300万円です。夫婦間には、時効が存在しないため、若気の至りのお話や、数々の武勇伝は、最後まで秘密のままにしておくことを強くお勧めします。

・年金分割

支給される年金全額ではなく、2階部分である厚生年金部分や共済年金部分を、婚姻期間に応じて分割する制度で、分割割合は2分の1ずつとするのが一般的です。

●実は怖い、財産分与

もっとも注意した方がよいのは、財産分与です。婚姻期間中に取得した財産は、すべて夫婦の共有と見なされるからです。例外として含まれない財産は、相続によって得た財産や独身時代から有していたことを証明できる財産程度であり、それ以外はみな共有財産です。現金、預金、不動産、車両、会社の株式、債権、退職金、積立金、生命保険の解約返戻金等が典型的な共有財産です。特に、婚姻期間中に会社を設立した場合には、会社の株式まで共有財産に含まれてしまう点にご注意ください。

(4) 離婚に応じてくれない配偶者と離婚する方法

妻が離婚に応じない理由は夫への愛情などではなく、絶対に離婚せず、夫の再婚を阻止しようというものが典型です。夫が性格の不一致で離婚したいのに、妻が離婚に応じないというケースもあります。離婚協議や離婚調停の場では、夫婦ともに離婚意思が合致しない限り、絶対に離婚できません。そうなると、離婚裁判となります。かつての最高裁は、不倫当事者たる有責配偶者からの離婚請求は、一切認めない態度を示していましたが、昭和62年の大法廷判決以降、最高裁は破綻主義をとるようになり、有責配偶者からの離婚請求であっても、①婚姻期間との対比で別居期間が相当長期間に及ぶこと、②未成熟子がいないこと、及び③離婚により妻が経済的に困窮しないことという要件を充足すれば、有責配偶者からの離婚請求という一事をもって請求を認めないという態度ではなくなりました。

3 相続

相続は親子や兄弟が相手方になります。特に紛争になる確率が高い相続は、兄弟間です。この相続分野は政治動向により、これからも大きく変わっていく分野である点はご留意ください。今までの相続制度は、被相続人の配偶者よりも子の保護に行き過ぎていた部分があるとされていたため、今後は配偶者保護の方向へ益々変わっていくものと考えます。

(1) 法定相続人

子が第1順位、親ら尊属が第2順位、兄弟が第3順

位です。配偶者は、常に相続人となり、子のみが相続人である場合の配偶者の法定相続分が2分の1、専属のみの場合が3分の2、兄弟のみの場合が4分の3となります。有効に遺産分割をするためには、相続人全員が遺産分割協議に参加する必要があり、一人でも相続人が手続から漏れると、無効となります。また、相続人の中に認知症等により意思能力がない方がいる場合にも、その方の成年後見人や特別代理人が遺産分割協議に参加しない限り、無効となります。なお、代襲相続といって、子が先に死亡した場合、孫がその子の相続人としての地位を承継することもあります。

(2) 遺産の内容

遺産とは、相続発生時において、亡くなった方（被相続人）の所有していた財産全てです。被相続人が会社の株主である場合、会社の後継者を決めている場合などには、事前に手当てをしておかないと、持ち株が法定相続分どおりに分割されてしまうという問題があります。また、遺産の計算に当たっては、被相続人の存命中における、相続人に対する生前贈与がある場合には、これを特別受益として遺産に加算します。

(3) 遺言がない場合の遺産分割

遺言を作成しないまま死亡すると法定相続となります。法定相続分というのは、あくまで全遺産に対する抽象的な割合を意味するにすぎないことから、遺産のうち、実際に誰が何をどれだけ相続するのかは決まっていません。そのため遺産分割協議を全相続人間でする必要があります。遺産分割協議がまとまらなければ、家庭裁判所に調停を申し立てる必要があり、調停が成立しない場合には審判により遺産分割が定まります。

(4) 遺言

遺言がない場合の法定相続では誰が何をどれだけ取得するかは、遺産分割協議が実際になされない限り分かりません。他方、被相続人において特定の相続人に対し、特定の遺産を相続させたいという希望があれば、遺言で予め定めておく必要があります。遺言は、自筆証書遺言、秘密証書遺言及び公正証書遺言の3種類あり、それぞれ成立要件が厳格に定められており、一つでも要件を充足していなければ、遺言自体無効となります。遺言内容に関する注意点は、2点あります。一つ目は、信頼できる人を遺言執行者として遺言書の中で決めておく。二つ目は遺留分に配慮すべきという点です。

最後にもう一点述べておきたい点があります。少なくとも現段階においては、遺産分割を相続発生後いつまでに成立させなければならないかという法律上の期限は存在していません。そのため、特に田舎の土地については遺産分割をせず、又は遺産分割をしたとしても、登録免許税を軽減するためか、相続登記をしないまま放っておくケースも非常に多く見受けられまし

た。将来的には相続登記が義務付けられるという動きになるそうですので、注意が必要です。

4 成年後見（任意後見）

意思能力が減退されている方（被後見人）を守るために、然るべき人が成年後見人、保佐人になる必要があります。成年後見人や保佐人は、家庭裁判所が選任します。最高裁が最近発表した指針では、被後見人の親族を選任する方針とのことです。親族以外の後見人の場合は、弁護士や司法書士その他の団体といった専門職後見人が選任されることが多いです。特に遺産分割手続は、親族後見人が存在しても被後見人と同様に法定相続人であることが多い以上、利益が相反することから親族後見人が、被後見人を代理することができません。この場合も、弁護士等が被後見人の成年後見人や特別代理人として新たに就任します。最近は、任意後見も広く活用されています。任意後見制度とは、被後見人が、意思能力のある段階において、将来意思能力が減退した場合に備えて、予め任意後見契約を締結し、任意後見人を選任しておいた上で、将来意思能力が減退したときに、任意後見人が家庭裁判所に対し後見監督人の選任申し立てをすることで、任意後見人が成年後見人となり、成年後見人としての活動を開始するという制度です。

以上拙いお話を色々申し上げましたが、皆様のトラブル回避のため少しでもご参考にしていただけると幸いです。ご清聴ありがとうございました。

会長謝辞

杉山 智基

大変勉強となりました。どうもありがとうございました。

8/29 (木)
インディオ君ウエルカムパーティー開催



ニコニコBOX（¥36,000）

上代 修二：60代最後の誕生日です。

杉山 智基：昨日は、インディオ君の歓迎会に多くの会員、受け入れ家族の皆様、ありがとうございました。

遠藤 章雄：インディオ君のウエルカムパーティー、多勢参加して下さいましてありがとうございます。

宮野 宗雄：昨日は杉山会長に大変お世話になりました。

永田 勝久：菊川会員、卓話楽しみです。

風間 茂：菊川会員、卓話楽しみにしています。

三井 啓久：菊川さん、卓話よろしくお願ひします。

稻山 雅治：菊川会員、卓話楽しみにしております。

青木 淳：菊川さんの卓話楽しみにしています。

大中 宏道：菊川会員頑張って。

植村 正徳：菊川さん、本日は卓話有りがとう御座ります。

佐々木俊一：菊川さん、講話楽しみにしております。

浅野 正幸：菊川さん、頑張って下さい。

谷田貝 彰：卓話楽しみにします。

松戸 英雄：菊川さん、楽しみにします。

杉 晟：菊川さん、卓話楽しみです！

君塚 欣哉：菊川会員、卓話楽しみです。

田村 隆治：菊川会員、卓話楽しみにしております。

菊川 秀明：私の卓話、お聞き苦しい点多々あります
が宜しくお願ひします。

日下部良夫：菊川会員、卓話楽しみにします。

橋本 幹雄：菊川さん、楽しくネ！

山崎 克巳：前回欠席してしまいました。

小高 栄二：本日、早退いたします。

友愛BOX（¥14,000）

栗原 淳：妻の誕生祝、キレイなお花ありがとうございます。

朝戸 健夫：菊川会員、卓話よろしくお願ひします！

飯田 明彦：菊川会員、頑張って下さい。

中島 貞好：菊川会員、卓話よろしくお願ひします。

福田 良博：菊川様、卓話楽しみです。

江頭 泰利：菊川会員、卓話楽しみにしています。

池田 建：菊川会員、卓話楽しみにしています。

飯生高一郎：菊川さん、今日の卓話よろしく!!

江口 茂勇：菊川先生、卓話楽しみにしています。

佐野 忠信：菊川さん、卓話楽しみです。

渡邊 敏美：本日早退します。菊川さん卓話聞けなく
て残念。

◆9月のロータリーレートは、1ドル106円です。



近隣クラブ例会日

	例会場
火曜日 四街道R.C	(四街道ゴルフクラブ)
火曜日 八千代中央R.C	(ウィッシュトンホテル・ユーカリ)
水曜日 習志野R.C	(習志野商工会議所会館)
水曜日 佐倉中央R.C	(ウィッシュトンホテル・ユーカリ)
木曜日 佐倉R.C	(フランス料理・シェ・ムラ)
木曜日 習志野中央R.C	(習志野商工会議所会館)

例会出席率

	会員総数	出席対象者	出席	%
8/30	52	48	42	81.5

■出席委員長 菊川 秀明

※欠席の際は、必ず火曜日までに出席委員長に連絡して下さい。

■例会日 金曜日 12:30～13:30

■例会場 パッソノヴィータ(〒276-0049 八千代市緑が丘1-1-1 公園都市プラザ1F FAX: 047-450-0050)

君が代

君が代は
千代に八千代に
さざれ石の
巖となりて
苔の生すまで

■クラブ会報委員会

委員長:中島 仁 副委員長:永田 勝久

TEL: 047-459-5806